

議案第120号

調布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月12日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

育児休業の対象となる子の範囲を拡大するとともに、非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和するほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(調布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 調布市職員の育児休業等に関する条例(平成4年調布市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条」を「第2条の3」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)」に改める。

第2条の2第3号中「子が1歳6箇月に達する日」を「子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第4条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業の承認が、第6条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合第9条第2項中「第17条第1項」を「第17条第1項又は第18条の2第1項」に、「を承認されている」を「又は介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間」を「当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

第2条 調布市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。